

会報 ながの

第197号
平成28年 新年



長野県土地家屋調査士会

KAIHO NAGGANO KAIHO NAGGANO



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明

三九郎の思い出

私が子供の頃（S30年）、三九郎は子供たちの一大行事でした、まず12月の初めに子供会を開き企画を高学年で考え、各班を作り、それぞれ12月半ばまでにすべてを完成させ、冬休みの前に遊びを考え、冬休みに入ると子供たちだけで、カルタをし、焼き餅、おしる粉を作って食べたり、子供たちだけで、たまには泊まり、宿題もしました。正月を過ぎると他地区の三九郎を壊す、壊されるので松飾りを焼く日まで当番を決め守りました。（松飾りを回収するときお礼をくれる）大人の手は全然借りませんでした。

今は、焼く当日、保護者が子供と8時より松飾りを回収し、9時より作る、（特に大変なのは焼いてよい物と焼いてはいけない物の区別）、12時頃再度集まり火をつけ、灰になったところで、繭玉（米の粉の練り物・写真）を焼き子供の無病息災を願い食べる。区よりの予算で子供にお菓子を買ひ、来た子供全部で分ける。

子供育成会、保護者会の行事のようでした。（撮影者 広報部長 西山 登美男）

迎春

平成28年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	松 本 誠 吾
副 会 長 (総務部担当)	金 田 政 孝
同 (総括・財務部担当 兼財務部長)	猪 飼 健 一
同 (業務・研修部担当)	竹 花 伸 一
同 (広報部担当)	菅 澤 徹 夫
理 事 (総 務 部 長)	寺 島 範 昭
同 (業務・研修部長)	伊 藤 肇
同 (広 報 部 長)	西 山 登美男
同 (総務・(兼)財務)	市 川 義 雄
同 (総 務)	讃 岐 仁 司
同 (総 務)	林 文 彦
同 (業務・研修)	平 井 克 尚
同 (業務・研修)	堀 内 正 敏
同 (業務・研修)	美 才 治 健 二 郎
同 (業務・研修)	石 田 知 之
同 (広 報)	松 永 宏 樹
同 (広 報)	濱 登



新年のご挨拶

会長 松本 誠吾

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり、日頃から本会事業へご理解ご協力を頂いておりますこと、深く御礼を申し上げます。

さて、昨年末、本局より「筆界特定・境界ADR合同相談会の開設」という有り難きご提案を頂き、2月開設の実現に至りました事をご報告します。

本年1月末で筆界特定制度における土地家屋調査士の法務局筆界特定室での筆界調査委員としての活動も10年となり、様々な事例も成果となり、制度の定着を実感する様になりました。また、認定調査士特別研修も10回目を迎え、本会には裁判外紛争解決手続（ADR）「境界問題解決支援センター長野」が平成20年3月開設され、平成21年12月には認証を受け、今年開設8年となります。しかしながら認定調査士、ADRセンターと、隣接法律専門職を發揮できる場所も整いながらも今だ認知度は薄いものと実感して来ました。「境界の理論と実務」執筆各法務要職を歴任された寶金敏明先生、並びに当会顧問弁護士相馬弘昭先生の献身的なる研修を度重ねながらも能力担保の見せ場が無い、何故ゆえ歴然とした差が出来てしまうのかというやるせなさ、「合同相談会」はセンター委員会の問い続けてきた課題の成果となりました。1月末からの県下4ブロックで行う筆界調査委員任命式に併せ、開設準備のための筆界特定室及び新任委員とADRセンターの相互学習会が行われます。本会センターの見せ処が広報となり、認定調査士の活用にも期待される事業の始まりとなりました。長野地方法務局、長野県弁護士会ならびに長野県司法書士会各位に於かれましてはひとかたならぬご支援ご指導を頂いておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、27年度事業計画大綱には土地所有者の不明化への問題視、空家問題対策に関しての活

動を挙げ、意識した活動を行ってきました。

昨年8月に「長野県空き家対策支援協議会」の構成7団体のメンバーに入ることが出来、各地方事務所所在地での相談事業が11月より始まりました。また、1月8日年初早々、第2回協議会が開催され、相談のQ&Aに携わることとなりました。先ずは相談員として現在、各支部正副支部長に対応頂いていますが、今後、各市町村からの協議会構成員要請も考えられ、調査士としての構成員としての必要研修の準備も予定しています。

現在、長野市内で法14条登記所備付地図作成作業が行われており、空き家も目立ちます。現在既に上田市で同地図作成作業が始まっています。

法14条登記所備付地図作成作業は法務局との合同作業で、土地所有者の不明化、空き家、筆界未定、ADR対応等、市民にも受け入れられ、市町政機関との連携も必要とされ、調査士の多岐業務に係わり、法務局、行政機関と問題解決作業を共有する優れたフィールドです。任務に必要な改善改良の提案を行い、アイデアを駆使し、当業務も土地所有者の不明化問題、空き家問題に関連させ、大いに活用を考えていきたいと思っています。

大綱後段、環境の変化への対応、会員数の減少に耐えうる組織体制や役員構成、支部の在り方等については、本会と支部との連携を更に深め、中長期的な将来を見据え、どのようにして行ったらよいかを共有する事であると考えています。

油を買う日本経済は世界情勢に左右される事でしょう。日本の自然環境も危機が迫っていることでしょう。運命共同体である事実を忘れること無く危機感を保ち、共有の夢を持ちながら、皆様と共にこの一年が安定、安心、安全へ導かれますよう祈念し、新年のご挨拶と致します。



年頭の御挨拶

長野地方法務局長 小山田 才 八

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、平素より当局の円滑な業務運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

昨年も様々な出来事がありましたが、国内全体の出来事の一つとして、これまでの経済政策「アベノミクス」は円安が企業収益をかき上げし、これに加えて原油安や訪日外国人旅行者の需要拡大による収益押し上げなどによって企業部門の収益環境が良好となり、全体的な雇用情勢も増加傾向となっているようです。中国の景気減速の影響などの懸念材料もありますが、景気は引き続き回復傾向となるよう祈っております。

一方、自然災害については、昨年も台風17号などの影響で、関東、東北地方で豪雨となり広範囲な被害が発生しました。また、列島各地で火山噴火などの災害が引き続き発生し、長野県内においては浅間山がごく小規模な噴火が発生し、やや活発な状態が続くなど、一昨年に引き続き自然の脅威を感じた年でもありました。

さて、当局の重点施策の一つである法第14条地図作成につきまして、長野市鶴賀・居町地区において、皆様の御協力を得て立合い等作業を円滑に進めることができました。平成28年度は、上田市天神二丁目地区を予定しております。地図作成はいうまでもなく、国民の財産権の保護、土地取引の安全性の観点から、より正確な地図、現地復元性のある地図が求められているものであり、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

また、筆界特定制度も制度発足から今年10年目の節目となりますが、当局全体で174件、289手続（昨年11月30日現在）の申請がされています。これは、この制度が国民に広く浸透し、高い期待が寄せられていることの証である

と考えております。皆様には、筆界調査委員として多大な御協力をいただいておりますこと、制度の充実に寄与していただいておりますことに心から感謝申し上げます。

筆界特定制度と貴会で境界に係わる紛争解決をサポートする体制として設置されている「境界問題解決支援センター長野」との連携に関しましては、両制度の適切な活用につなげる取組として登記相談会の開催を予定しておりますので、引き続き御支援・御理解を賜りますようお願いいたします。

ところで、オンライン申請の利用促進につきましては、貴会の御支援と会員の皆様の御協力をいただいているところですが、当局といたしましても、市町村を直接訪問した上での要請等、様々な方面からオンライン利用の更なる普及・利用拡大に向けた方策に取り組んでおります。しかしながら、県内の利用率は、法務省改善取組計画の目標値である69%を下回っております。

オンライン利用推進の一方策として、昨年度から、資格者代理人が表題に関する登記申請をオンライン申請で行う場合に、法定外の添付情報については、原本の提示が不要となっております。今後も利用促進を図るための方策を検討してまいりますので、オンライン申請利用促進の取組に更なる御理解をいただき、オンラインを利用した登記申請等に、引き続き御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

当局では、国民の皆様の期待と信頼に応えるため、適正・迅速な事務処理を始めとした各種施策の充実・推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、この一年が、実りの多い一層の飛躍の年となりますよう、貴会の益々のご発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、念頭の挨拶とさせていただきます。本年もよろしく願いいたします。

新春特集 誌上インタビュー



今年、年男・年女を迎えられた会員の皆様に寄稿いただきました。

県内の申年生まれは、16万6900人だそうです。

- (1) あなたが調査士になったきっかけは？
- (2) 思い出に残っている仕事は？
- (3) あなたの趣味は？
- (4) あなたの健康法は？
- (5) 調査士会と会報へのご意見は？
- (6) その他

松本支部 浅田 淑子

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

私は調査士と言う職業がある事も知りませんでした。一生を通して出来る仕事をしたというのが目標でした。と言ってもこの職業につきたい！と言う具体的な夢があった訳ではありませんでした。

高校を卒業して専門学校に行きましたが、女子だけの学校は体験がなく、私にとって溶け込めない処でした。高校時代の物理の先生が色々相談にのって下さり、私が進もうとしていた職業はお前には合わないからやめろ！と言われ、方向を換える事となりました。

たまたま専門学校に行きながらアルバイトをさせてもらっていた従姉妹のご主人の事務所が建築設計と調査士事務所でした。そこで初めて知った仕事でした。仕事の手伝いをしている内に、自分に向いている！と直感し、昭和44年に2級建築士に挑戦し、昭和45年に合格しました。そして昭和46年に調査士を合格しました。昭和

56年に横浜からここ松本に来る迄は補助者として勤め、松本の地で開業致しました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

思い出に残っている仕事と言えば、横浜からこの松本の地に来て、地区の土地改良事業に関わらせてもらい、右も左も分らない地域の事をいろいろ地域の皆様と関わり合いを持たせて頂いた事が、私の調査士としてと言うより、県外から来た私を受け入れて頂き地域の人達と一緒に仕事が出来た事が、大きな宝となり、今でも忘れる事が出来ません。

(3) あなたの趣味は？

趣味は今のところ特になく、孫の面倒で、まごまごしながら毎日を楽しんでいます。

(4) あなたの健康法は？

健康法は食には人一倍気をつけています。全てを楽しむと言う考えで進む事を心がけています。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

意見は特にありません。

長野支部 関谷 秀明

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

建築の施工管理が自分には向いていませんでした。結局は父が調査士だったため楽な方に流れたということです。ただし、試験は難関でした。

(2) 思い出に残っている仕事は？

現場の下見で車から降りたとき、あまりの暑さに倒れるのではないかと思ったことがありました。

人が休んでいる年末年始に吹雪の中で仕事を

したこともありました。

(3) あなたの趣味は？

会社をやめる頃までは車でした。調査士になってから写真とバイクを趣味にしようと始めました。今は、たまにバイクに乗るぐらいです。

(4) あなたの健康法は？

特にありません。酒を控え、散歩をすることが体によいことは分かっていますが、なかなか行動が伴いません。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

これからもよろしくお願いします。

飯山支部 小林 孝夫

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

私は高校卒業後、地元の中野市役所に勤務。社会人になって最初の仕事が嘱託登記でありました。これが運命との出会いになるとは。仕事しながら独学で土地家屋調査士試験に挑み幸か不幸か、資格を取得することができました。

嘱託登記事務を5年、その後広域事務局へ配属され3年間は広域議会・財務・施設運営等かなりハードな仕事をまかされました。この間休日は日曜の午後だけの状態で公務に対していやけを痛感しました。なんだかんだで退職、独立。

(2) 思い出に残っている仕事は？

5才保育園児の時初恋した彼女の事は鮮明に覚えておりますが、思い出の仕事は特にないが、大分まえではあります。建物増築登記（親名義に子供が増築）の共有持分の割合で贈与税（9万円程）が発生したとお客さんより苦情があり、税務署へ何度も説明・交渉のうえ晴れて非課税

となり面目躍如、お客さんよりクリスマスケーキが送られてきた事がありました。

(3) あなたの趣味は？

読書（時代小説）とゴルフ。イボミさんとペアを組んで世界を転戦してみたい（キャデイでもいい、トレーナーのほうがいいかも）。

(4) あなたの健康法は？

ウォーキング。腹をへこまし（ドロイン）、両肘で肩甲骨を動かしながら（変な恰好ですが）30～40分程度。最近真っ赤なピアスのお姉さんに逢えなくて残念。逢うのは年寄ばかり。

休肝日のない晩酌。たまに二日酔い（これも肝臓を刺激して良いそうだ）。

(5) 調査士会と会報

へのご意見は？

本会役員の皆様には本当にご苦労様です。



伊那支部 竹松 慎一

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

高校で数学を教えていただいていた先生に進路相談をしたところ、調査士の有資格者であり独立開業もできる資格であることを教えていただきました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

東京の調査士事務所で補助者をしていましたので、地元に戻ってきて調査士業務をするのに不安はありませんでした。しかし、実際は開業まもなく国土調査の実施されている地区の分筆依頼があり現地測量をした結果、地図と現況は一致していないが既存地積測量図と地図は一致しており大変悩みました。

地元の先輩調査士に相談したところ、地図と既存地積測量図の関係等を詳しく教えていただきなんとか分筆登記が完了することが出来ました。

同じ国土調査でも実施時期及び地区によって、こうも取り扱いが違うのかと思い知らされたのと同時に、同業者でありながら親切に教えていただいた先輩調査士に大変感謝した仕事でした。

(3) あなたの趣味は？

ゴルフです。

初ラウンドが106だった為、周りの人達からはすぐにシングルプレイヤーになると言われましたが、以来二十数年いまだに同じようなスコアでラウンドしています。

(4) あなたの健康法は？

ゴルフです。

歩くことは健康によいのですが、プレー中はストレスが溜まり、終わっては19番ホールでつい深酒をしてしまうので、あまり健康的でないかもしれません。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

特にありません。役員の皆様、会報ながのの編集の皆様大変ご苦労様です。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 上原 兼雄
〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
電話 026-232-4566
FAX 026-232-4601

関東ブロック協議会地図作成担当者会同に参加して

業務研修部理事 平井 克尚

昨年12月16日に行われた関東ブロック協議会地図作成担当者会同に出席してきました。関東ブロック管内の各单位会から代表者が集まって、法務局14条地図作成業務と国土調査法第19条第5項による地図作成業務を中心に協議をしました。

関東ブロック協議会とは関東地区7県と山梨、静岡、新潟、長野からの全11県の単位会の集まりであり、その各代表者が参加する会議です。今回は、連合会の地図対策室より2名が同席されました。

14条地図作成は長野県内でも、平成17年に長野市川合新田地区地図作成を皮切りに、中野市、松本市、長野アークス地区、松本市、飯山市、須坂市と順次地図作成が行われております。私も平成17年の地図作成に参加し、昨年より長野市鶴賀地区において行われている14条地図作成にも参加させて頂いております。

今年度より、本会理事の業務研修部に所属し、たまたま現在進行形の14条地図作成に携わっているということで、業務研修部長から関ブロ地図作成担当者会同への参加要請がありました。会務において県外の会議へは初参加であり、連合会の所在地でもある東京土地家屋調査士会館へ行くのは初めてのことでした。東京ドームが見える水道橋駅から徒歩3分程でしたが、田舎者の私は大都会の空気に圧倒されつつ、どんな会同なのかと緊張したまま会議室へ入りました。

初参加の私は、誰一人知っている人もいない中での会議なので、相当なプレッシャーを感じつつ席についたことを今でも鮮明に覚えております。

座長の群馬会の堀越副会長からの挨拶の後、全員の自己紹介が行われ緊張感のただよう中、会議がスタートしました。そして連合会担当者より地図作成に関する取り組みの状況報告がありました。

14条地図作成事業は、法務省により平成16年に10カ年計画として開始されましたが、その後、平成21年に8カ年計画として見直され、さらに昨年の平成27年に新10カ年計画がたてられたそうです。

この新10カ年計画の特色は、今まで手を付けてこなかった大都市型作業として、地図整備が困難な都市部を中心とした地図整備を行うものだそうです。また、被災地復興型作業として3カ年計画を平成27年から実施しているそうです。

連合会としては、「地図の最大利用者は我々土地家屋調査士であるのだから、土地家屋調査士がその地図作成に関与してしかるべきではないか」とのスタンスを強く会員に持ってもらいたいと…。もし14条作成に調査士が関与しないのであれば、自らその専門職立場を放棄してしまうことであり我々の存在意義すら危うくなる事態となり得る、という危機感を抱いているとのことでした。

今後の都市型14条作成をふまえ、これからは調査士が法務局へアドバイス等意見がきちんと言える状態でなければならない。発注者である法務局に対して業務受託者からは業務内容についての意見提言はできないが、連合会（各単位会）は受注者とは立場が違うので14条作成に関する意見提言ができるということです。

また、これまでの14条作成に対する取り組み方が各会（各県）によってまちまちであったが、各会の14条に関する実態の情報交換をおこない、作業の取り組み方をある程度共通化をして、作業内容に問題点があれば連合会から法務省へ意見提言を行えるようにしようというものです。連合会は各会と法務局に対して連携と応援態勢をもち、各会は法務局と連携を強化し、そして連合会も法務省と連携を強化できると考えているということです。

いままでの受託体制では「安い、儲からない14条地図作成」というイメージであり、今後の継続する都市型14条作成発注に対応しきれない危機感があります。かといって不満の声だけでは通じないのは当然で、14条地図作成の積算についてきちんとした根拠による算出をしてこそ入札価格についてのお願いができるということです。

そこで14条地図作成の積算の概要についての説明がありました。連合会としては3年前から法務省会計課に対して積算歩掛かりの開示を求めているが何ら回答が無いそうです。通常の公共事業では歩掛かりの開示があって、それに基づいて積算を行うのですが、現在、法務省では積算基準の開示がなく作業の積算根拠が曖昧の中、作業が進められているのが実情です。なら

ば調査士側が先行して正確なサイクルタイムの収集と分析を行い、積算根拠を構築する必要があるとのこと。いろいろな規模の14条地図作成において、各工程にどの程度の作業時間が必要となるのかを把握して、工程の中の作業種別ごとの数量と単価を元に金額を算出できるようにする。そして根拠に裏打ちされたその積算を元に、法務省と適正価格についての交渉を連合会として行うことができる、というものでした。受注者ではできない金額交渉が連合会ならできるといことです。

そのためには、正確なサイクルタイムの収集が必要となります。法務局が現在、14条作業日報の提出を求めているのは、積算根拠の検討のためだそうです。調査士側も各会において作業時間（作業日報）をとりまとめて分析を行い、受託額との比較検討を行なって欲しいとの要望がありました。そして今後の新10カ年計画の14条継続事業を、安定した業務として受け入れられようしなければならないということです。

その後、各会からの14条作成の現況報告をおこないました。初対面であるにもかかわらず、各々が関心の高い議題についての報告とあって熱のこもった会議となりました。各会からそれぞれ現在進行形で困っていることや、他会ではどうしているのか、といった情報を求める声もありました。私からも長野市で行われている14条作業での悩みや意見を述べさせていただきました。

現在行われている長野鶴賀地区での地図作成では、事前に現況測量を行い公図上の境界と思われる位置に仮杭を設置して、一筆地立会をおこないました。我々が普段行っている日常業務

と同じ流れです。日常業務との違いは作業エリアが大きいということです。それだけ事前測定の労力の負担が大きいということです。そのぶん一筆地立会では問題が無ければ仮杭でほとんど確認できるためスムーズな立会になりました。しかし現況と公図が大きく違う場合などでは、仮杭がほとんど役に立たず地権者の認識で境界を確認していくため、担当する調査士には戸惑いが生じました。

しかし、この地図混乱地区こそ一般業務ではなかなか解決できないところではないでしょうか？ここに14条地図作成の意義があると思います。いわゆる集団和解方式として、公図とは異なる形で法務局が認める境界確認こそ14条地図作成で出来ることだと思います。それには我々調査士ももっと知識を深めなければなりません。また、事前調査に大きな負担が生じる分、報酬が伴わなくては誰も手を上げてくれなくなりません。今後、継続事業となる14条地図作成は決してボランティア作業では出来ません。もっと予算を多く付けて頂けるよう連合会や政治連盟からも提言して欲しいと申し上げました。

この辺に来ると、会議冒頭の頃に感じていた緊張がずいぶんほぐれている自分に気づきました。

14条地図作成に続いて、国土調査法第19条第5項による地図作成についての説明がありました。この国土調査法第19条第5項による地図作成とは、土地に関する様々な測量・調査の成果

についてその精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、国土調査法第19条第5項の指定を受けることによりその成果が地籍調査と同等に扱われ、登記所へ送付されて14条1項の地図として扱われる、というものです。しかしこの制度がどのくらい活用されているのかが連合会として情報不足であり、各会の状況報告をしてほしいとのことでした。それでも神奈川会のある会員が行った実例がある以外、関ブロの会ではほとんど活用された情報がないとのことでした。しかし岐阜県では公共事業をおこなう場合は19条5項の制度を利用するということが議決されたため普及しているそうです。この19条5項の制度を利用するには電子納品が求められソフトも必要になるそうで、現在の所ではややハードルが高いとのことでした。

半日の担当者会同でしたが、連合会と各会の取り組み状況を知ることができ、大変有意義なものでした。そして「自分たちで使う地図は自分たちで作成しよう！」をスローガンに、今後の14条地図作成業務を今まで以上に戦略的に受託し、継続した安定事業となっていくよう我々ももっと努力が必要であると痛感した会議となりました。

会議終了後の懇親会では、すっかり打ち解けた和やかな雰囲気意見・情報交換を行ない杯を交わしました。

平成27年度 関東ブロック協議会 ADR担当者会同に参加して

ADR運営委員長 上 島 孝 雄

去る平成27年12月16日東京土地家屋調査士会にて岩倉弘和関東ブロック協議会副会長（神奈川）の座長の進行で行いました。

協議事項は、下記の通りでした。

記

1, 筆界特定制度等との連携促進について

各会ともなかなかうまく機能しておらず、局との反応も良くなかったが、ここにきて窓口相談へのセンターの関与者の派遣等の話がでてきており、筆界調査員は認定調査士中心にできるだけ選任してきているが、今後は相談員の派遣等の話があれば積極的に認定調査士を選任していきたいと考えます。

2, 認定調査士としての代理権のあり方について

今後、特別研修を継続していくなかで、認定調査士のありかたを単位会だけで考えても限界

があるため、積極的に連合会へ要望・提言していくべきではないかとの意見が多くでした。たとえば連合会主導で新聞広告、わかりやすいポスターを出す等の意見がありました。

3, センターの問題点とこれからについて

会員とセンター関与者との意識の相違があり、研修のあり方等他と連絡をとりながら（情報を得て）、再考しながら進めていきたいとの意見がありました。

センターと会員との結びつきについて、単位会、関東ブロック、連合会それぞれの立場において、センターと関わっていない会員にもセンターの意義を十分に周知していくよう提案がなされ、参加者一同より賛同がありました。

他にそれぞれの単位会の実情報告があり、今後とも機会をつくり、その都度情報交換をしていくことを確認しました。

詰将棋

第23回



※解答は41ページにて掲載
(長野支部 北原 匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
▲									王	一
▲							歩			二
▲										三
▲										四
▲										五
▲										六
▲										七
▲										八
▲										九

▲ 先手 飛金銀歩

栃木会研修会・懇親会参加報告

災害対策委員 浅香正紀

平成27年9月7日、栃木会開催による研修会と懇親会に参加してまいりました。

研修は、宮城会名誉会長で東日本大震災当時の宮城会会長であった鈴木修先生による講演会形式で、『東日本大震災報告・震災と土地家屋調査士』をテーマに「大震災に遭って考えたこと」「専門家としての行動」「被災後の登記等の課題」「被災地から伝えたいこと」「栃木会へのメッセージ」などの話をお聞きしました。

大震災に遭って考えたこと

冒頭、鈴木先生から「10年以内に90%の確率で大震災が起きます。と言われた時、皆さんはどのようなことをイメージしますか？本気にしますか？10年後のことですか？」「東京大学名誉教授の村井俊治氏は、9月から10月に関東で最大震度6強の地震を予知していますが、この情報を聞いてどう思いますか？」という言葉投げかけられました。残念ながら多くの人はこのような問いに対し、「自分は大丈夫」「自分が被災することはない」「そんな神話は信じない」などと思うそうです。

2009年に開催された防災教育推進フォーラムでは、宮城県において大地震が10年以内70%の発生確率との報告があり、鈴木先生もこの報告を聞いて知っていたとのこと。しかし当時は何も考えてなく、東日本大震災が起きてから「もっとやるべきことがあったのでは」と後悔し、「地震予知を本気に受け止め、対策をしておいた上で、地震が起きない方が良かった」と

思ったそうです。

災害はいつ起きるかわかりません。被災してからでは考えている暇がありません。今、具体的なイメージを持って考え、災害対策の準備をするべきです。何の対策もせず、災害が起きてから困るよりも、今考えられる対策をすべて講じ、結果的に災害が起きなかったとしても誰も文句は言いません。

次に震災発生時から数日間の宮城会の状況についてお話いただきました。災害対策本部を設置したもののマニュアル通りに行かないことが多かったとのことですが、召集していないのに自発的に集まってきた会員がいたこと。安否確認ではブログ、メール、避難場所での聞き込み、元気な会員が自転車で訪問などあらゆる手段で行ったこと。支援物資の運搬をガソリン不足のなか、リレー方式で多くの会員の協力で行ったこと。被災した会員も数日後には被災者から支援者にまわったこと。これらのエピソードをお聞きし、仲間意識や組織への信頼は非常に大切なことで、それらは普段から培っておくべきであることを教えていただきました。

専門家としての行動

まず、地域の被災状況の把握をすることからはじめたそうですが、実際に被災地に行かないと分からないことが多いということで、被災状況を記録に残す為にカメラを持って被災地に行き、写真に残したとのこと。そして、震災前の写真と比較してどのようなことが起きたの

かを解説していただき、資格者団体である土地家屋調査士は、地域の復興の為にその職能を生かさなければならないと教えていただきました。

次に法務省などの各役所、宮城県、仙台市、その他各市町、他士業、裁判所、法テラスなどとの交渉や連携、様々な形式での相談会についてのお話がありました。相談会については、研修後の懇親会の席でも話をお聞きしましたので後ほど書かせていただきます。

被災後の登記等の課題

登記等の課題ということで、土地と建物それぞれの課題についての説明がありました。

土地については、海側の土地よりも内陸側の土地に筆界と地図の取り扱いをどうするか問題となった箇所が多いとのこと。海側は津波により全部流されてしまっており、いわば更地状態で土地家屋調査士がすぐに活躍する場面はないとのこと。

内陸側の土地については、直線だった道路が大きくカーブした形状になってしまったり、局所的な土地移動があった場所、広域的に土地移動があった場所、四角形から五角形になってしまった土地など、筆界確定をどうするのかという問題に直面し、地図に合わせて現地を整地した土地、ずれたとおりに地図訂正した土地、地積変更で対応した土地、その現場、現場で違った対応をせざるを得なかったとのこと。

また、幅4mが3.98mになってしまった道路の筆界確定など、誤差の範囲内ではあるがどう扱うのかなど、単に筆界論では解決できない事例の紹介などもありました。

建物では、建物滅失認定について問題となることが多々あったそうで、基礎と柱は残ってい

るが壁や屋根が無い建物は、その時点では外気分断性が無いと判断出来るが、壁や屋根は容易に取り付け可能であり、滅失と認定して良いのかという問題。災害危険区域に指定され地域では新築を禁じられており、建て替えが出来なくなるので滅失登記をしたくないという所有者の意思。また、二重ローンや借地借家法など権利関係への配慮の必要性などの話を聞き、普段はあたりまえのように行っている滅失登記も被災地では様々な事情によりスムーズに進まないことを知り、滅失要件の意義などを改めて考えさせられました。

被災地から伝えたいこと

災害対策は迅速性がすべてであり、迅速に判断や行動ができるよう、平時である今から決めておくべきことがたくさんあるとのこと。

特に鈴木先生が強調していたのは安否確認方法です。「大規模な災害が起きたら、自分は大丈夫だということを、どのような方法でも良いので本会に知らせて下さい」ということを、平時である今、本会と会員が約束しておくことが一番良い方法だとおっしゃっておりました。

ほかにも、安否確認については家族間でも十分に話し合っておくこと。防災グッズは必ず用意しておくべきであること。支援物資の公平な分配について。先人が残した土地の字名や石碑から過去の災害を知ることができ、防災に役立つ場合がある。などの多岐にわたる話を聞かせていただきました。

栃木会へのメッセージ

栃木県は過去に大きな災害が比較的少ない県だが、切迫感を持ち、被災者になることも想定しておくべきで、県内の地域で災害が起きたと

きに何ができるかを考えておく。それにはマンパワーや予算、災害対策委員会が必要である。

また、栃木県は関東地方の一番北、東北地方のすぐ南側に位置しているので、関東や東北で大規模災害があった場合には栃木会がリーダーシップをとって災害対策に当たってほしい。隣県が被災した場合に栃木会としてどのような行動をするのか、支援者としてのシュミレーションをしてほしい。隣県の他会と広域的な協定も必要である。

懇親会への参加

研修後の懇親会にも参加しました。参加者は、栃木会の東野会長をはじめ理事の方々、鈴木先生、埼玉会から研修部長の松本先生と広報委員の長沼先生、そして私です。

栃木会研修部長の長島先生からは、長野会の災害対策委員会の活動について、委員の人数、委員会開催のペース、内容、目的等の質問と、4県協定はどのような協定かという質問がありました。

私からも栃木会の災害対策の現況を質問させていただき、「栃木会ではまだ災害対策委員会は立ち上げていないが、これから災害対策に力を入れていきたいと考えており、今回の研修を企画した。」との返答がありました。

また、埼玉会は多くの市町村と家屋被害認定調査に関する協定を結んでいると事前に聞いていたので、そのことについて質問させていただきました。まず、協定締結までのプロセスについては、支部長や支部の理事が市町村へ出向き、担当職員と話をしてくるそうです。その市町村で起きた過去の災害やこれから起きそうな災害などを調べておき、協定の必要性をアピールし、手ごたえのあったところには会から正

式に協定締結を申し入れるそうです。そして現在、全体の3分の1の市町村と協定を締結したとのことです。家屋被害認定調査を行うにあたっての能力担保はどうしているのかも聞いてみましたが、現状は静岡会の研修に参加している程度だそうです。

そして鈴木先生には相談会についてお聞きしました。仮設住宅、避難所に出向いての相談会開催や相談専用の電話回線を増設など考えつくものはすべて実行したそうです。

相談の内容については、複合的なものや土地家屋調査士には関係ない相談が圧倒的に多かったそうですが、安易に他士業にまわすのではなく、どんな相談でも最後まで聞き、その相談内容を調査士が他士業にきちんと伝えるということをしていたそうです。なぜなら、ほとんどの相談者はその場で解決してほしいと思っているわけではなく、とにかく誰かに話を聞いてほしいという思いで相談に来ていることや、安易に他士業にまわすような行為は相談者をより不安にさせてしまう場合があること。相談者に何度も同じ話をさせてしまうのは申し訳ないことなどからだそうです。

また、士業連絡会では、震災が起こる前から相談会についての決め事を作っていたので、震災後の割と早い時期に相談会を開催することができたとのことです。

感想等

他会の研修会に参加するのは初めてでしたが、とても有意義な時間を過ごす事ができました。栃木会の会長や理事の皆さんが温かく迎えて下さり、他会であっても同じ土地家屋調査士の仲間であることを実感しました。

埼玉会の先生方からは行政との協定締結の話

を聞くことができ、今後の災害対策委員としての活動に生かしたいと思います。

そして東日本大震災を宮城会会長という立場で経験した鈴木先生の言葉は、そのひとつひとつが重みのあるものでした。鈴木先生の考えやメッセージを長野会の皆さんに伝えたく、この

報告書を作成しておりますが、私の文章力ではお伝えすることができません。ぜひ、長野会でも鈴木先生に来ていただき研修会を行うべきです。会員の災害対策に関する意識の向上はとても重要で、平時の今、やるべきことのひとつです。

新潟会会員研修会に参加して

業務研修部理事 平井克尚

平成27年11月17日に新潟会の会員研修会へ聴講に行ってきました。場所は新潟県土地家屋調査士の大会議室で行われました。

実は、私は新潟市へ行くのは初めてでしたので、見知らぬ土地への不安と期待を抱きつつ新幹線に乗っていきました。新潟駅から駅前通りを真っすぐ進むと、かの演歌の歌詞で有名な信濃川の萬代橋がありました。私の居住地を流れている千曲川が名を変えてここまで来ており、右手方向の日本海へそそぐこの信濃川が日本一の一級河川であることを改めて感慨深く思い、その流れを見つめながら萬代橋を渡りました。萬代橋を過ぎて間もなくの所に新潟会事務局がありました。

無事に間に合った安堵でほっとした心地で、新潟会事務局の建物へ到着して研修会議室へ入室するや、新潟会の大塚久生会長より温かいお迎えのごあいさつをいただきました。

今回の研修会は臨床心理学博士である丸山真也先生を講師にお迎えして、研修テーマである「バウンダリー／心の境界線…人と人の中で越えてはならない言葉・態度につ

いて」の講義をお聞きしました。

ここでバウンダリーという聞きなれない単語について、先生からその定義についての説明がありました。バウンダリーとは、元々は「所有地の境界線」の意味だそうで、自分の家の内側は自分の責任で守る、という自己責任に基づく単語だそうです。ここまでのお話では我々土地家屋調査士の業務に密接した話題か、と早合点しそうでした。しかしその真意はもっと精神的な奥深いもので、一人一人の自己責任の概念からさらには、「目には見えない心の境界線」の意味へ波及して、「自分とは何か」、「他者とは何か」、「どこまでが自分の責任なのか」、「どこからが相手の責任なのか」、といった概念を称した



丸屋真也先生

ものを「バウンダリー」と呼ぶそうです。このような心理学的なことは私にとって普段なじみがないせいか、その概念のとらえ方がとても新鮮に感じました。

丸山先生は18年間、アメリカで臨床心理学を学び大学院にて博士号を取得したそうです。その後日本へ帰国し、かの有名な医師の日野原先生のお誘いで東京にて臨床心理学の事務所を立ち上げたそうです。

先生の著書である「人は変えられないが、自分を変えられる。」はベストセラーとなり特に女性の読者が多いそうです。欧米人に比べて日本人はお人好しであり、他人の問題まで抱え込んでしまう傾向があるそうです。

人はだれでも多かれ少なかれ、人間関係で悩んだ経験があるはずで、本日の講義ではその悩んだ原因が何であったかを考えながら、聞いて欲しいとおっしゃいました。

講義の内容については紙面の関係上、詳細については述べられませんが、自分と対人（相手）との間に心の境界線をしっかり持つことが非常に大切であるとのことでした。

そして自分の責任範囲を明確にしておくことで、悩まなくてよい不要な問題を抱えることが減少してストレスに悩む必要がない、ということです。

現代社会で増加しているストレス、いじめ、アルコール依存、拒食症、果ては鬱病…等の多くの病の原因はこの「バウンダリー」の法則に当てはめて考えることによって、そこからの脱却への糸口が見えるそうです。

バウンダリーでは次の5つの主要原則があるそうです。

①原因／結果の原則、②責任の原則、

③力の原則、④尊重の原則、⑤主体性の原則
詳細は先生の著書を読んでいただくとして、総じて言えることは、

「自分という自己をいかに確立するか。」

ということだそうです。そして一番印象に残ったことは、

「今の自分に出来ることと出来ないことを、きちんと判断して安請け合いすること無く、良い意味での「NO」を優しく伝えることが大切である。」とのことでした。

自分に置き換えてみれば、業務の受託において多忙なときでも「何とかなるだろう。」と依頼をお受けしたものの、結果的にお客様に迷惑をかけて、結局自分が苦しむことも時々あります。幸いにも今現在、それが原因で精神的に病んではおりませんが、先生のバウンダリーの概念をちょっとお聴きしただけでも、心強い味方を得たように感じました。

そして講演のあれやこれやを頭の中で反芻しつつ帰途につきました。

晩秋の夕暮れは早く、帰りの新潟駅までの途中、再び萬代橋を渡りつつ眺めた信濃川の水面に映るきれいな夜景が今でも脳裏に焼き付いています。



萬代橋の夜景

支部だより

長野支部研修会 参加報告

長野支部 永井政嗣

去る11月6日、長野支部及び公嘱協会長野地区合同の研修会がホテルメトロポリタン長野で開催されました。研修内容は寶金先生の「境界立会をめぐる諸問題」で先生の研修は今回で5回目になります。私は今年度入会のため過去の研修内容について詳しくは知らないのですが、実務において非常に役に立つ講義だと聞いておりましたので、どんな内容なのか楽しみにしておりました。

研修は長野支部の会員の方々から出された全部で6問の具体的な質問について寶金先生に回答と実務に基づいた解説をしていただく形式で進行しました。

質問1はコンサルタント会社が作成した地積測量図を自治体が申請することの問題点でした。回答では、これからは時代の潮流として相互参入になりつつあるとの事でした。先生のお話では私達も異業種との提携などについて考えていく必要があるようです。

質問3については境界立会に関する問題でした。ちょうど立会の業務で地権者回りをしていた時でしたので興味深く聞きました。当事者同士が当初は揉めていない場合でも後からトラ

ブルになる場合もあるので、立会時の両者が並んでいる写真や当事者の署名・押印をした合意文書を作成しておく必要性を学びました。いかなる場合においても安易な方法をとらず、基本をしっかりと遵守していくことを忘れずにいたいです。

質問4の「公図・測量図・現況が大きく相違するところの問題」については、まだ新人の私にとっては経験もしたことがなく、考えただけでその事案から逃げ出してしまう話ですが、9月の新人研修の時に初めて聞いた「集団和解」による地図訂正の申立ての方法と運用面での課題や所有権界、筆界、公物管理界などの境界の種類についてわかり易く説明をされました。

今回初めて支部の研修会に出席させていただきましたが、熱心に寶金先生の講義を聞き勉強している先輩の調査士の先生方を見習って、正確な知識を身に付けていくように日々研鑽をしていかなければと思いました。

最後になりますが、寶金先生、支部・地区役員の皆様にはお忙しい中、貴重な研修の機会を作ってくださいありがとうございました。



長野高専キッズサイエンス報告

長野支部 品田尚志

昨年10月31日、秋晴れの下、長野高専に於いて「キッズサイエンス」と云うイベントに支部あげて参加しました。当会としましては「測量機器を使った宝探し」と「平板を使って何が書けるかな」そして「測量機器を使って長さをあててみよう」を三本柱として計画しました。朝7:30、開始2時間前ですが現地集合。短い時間の中、慌ただしく準備を始めました。さすがに10月末日だけあって、随分と肌寒くなった感があります。

はたして子供達は来てくれるのか？不安ではありましたが、初年の事もあり、試みとしてやるだけやってみようとして自問自答していました。開始30分前予約開始時間になると、な・なんと入口に列が出来る程の盛況ぶり。宝探しに惹かれたのか、はたまた宝物が、子供達に人気の「〇〇メダル」だったからなのか。どちらにしても、子供達の食いつきは上々の滑り出しでした。

宝探しは、保護者が器械をミラーを子供達が担当し、我々には日常的な逆打で探してもらう



と云う手法です。合計で16組分を用意していましたが、列は途切れることなく追加に追加を重ね23組程対応した人気ぶりでした。

以外と人気があったのは、平板でした。子供達の興味の対象としては地味かな？とも思いましたが、同じ子供が2度も来訪した際は、実は平板は魅力的なものであったのではと思い直しました。しかしながら、寄る年波には勝てず、アリダードの糸も良く見えないこの頃です。子供



供ってやはり目が良いのですね。

光波にも結構人気がありました。子供が自由に触ると云

う普段ありえない状況下にあったせいか、ハラハラものでした。子供も大人も覗くって好きなんです。

今回のイベントを振り返って感じたことの第一に、結構一般の人って測量にそんなに興味が無い訳ではないと云う事。機会があれば器械を覗いたり図面を描いたりしたい人はそれなりにいるのだなと思いました。この様なイベントは我々の広報活動としても大きな力になると確信し、個人的には機会を増やして頂きたいと感じた1日でした。

最後に蛇足で、もうひとつ。科学イベントらしい風景と「今日いち」の笑顔で懇切丁寧に解説をしている平井本会理事です。お相手をしていたのは隣のブースの看護師さん達で、この後、



平井先生はそちらのブースに表敬訪問した次第でありました。

最後にご足労頂きました支部長以下役員及び本会役員の皆様、お疲れ様でした。そして、企画から詳細な設計まで担当しました松永本会理事様、誠にお疲れ様でした。

長野支部研修旅行

長野支部 大内 一之

平成27年11月27日～28日に長野支部及び公嘱協会長野地区の合同研修旅行が開催され、私も参加させて頂きました。例年、当支部の研修旅行は6月に行われていますが、今年は長野市鶴賀・居町地区の14条地図作成作業の日程の都合により11月の開催となりました。

さて当日は朝7時に長野駅東口に集合、途中の須坂長野東ICにて参加者全員（総勢22名）が揃い、最初の目的地である高尾山を目指して出発。バスは高速を順調に進み、目的地のある高尾山ICには予定時間より早めの到着。そして昼食は高尾山の麓にある「栄茶屋」にて高尾山名物のとろろ蕎麦を頂き、お腹も満たされたところでいよいよ山頂へ行く事となりました。が、しかし高尾山は丁度、紅葉シーズンであり山頂へ行くケーブルカーが大混雑、約1時間待ってやっとケーブルカーに乗車することが出来ました。

ここで高尾山の紹介です。高尾山は標高599mでケーブルカー等があり登山が容易な事や、

都心から1時間余りで行く事が出来る事もあり年間約250万人もの登山者があり世界一登山者の多い山です。山腹には真言宗のお寺「高尾山薬王院有喜寺」があります。この薬王院は行基菩薩の草創で1200年余りの歴史がある古刹で成田山新勝寺、川崎大師平間寺と共に関東三山のひとつとして古くから知られています。また最近ではミシュランガイドの三ツ星に選ばれ外国人にも人気の観光地です。さてその高尾山薬王院にて無事参拝も済ませ下山しようとしたところ、またまたケーブルカーが1時間待ちの大渋



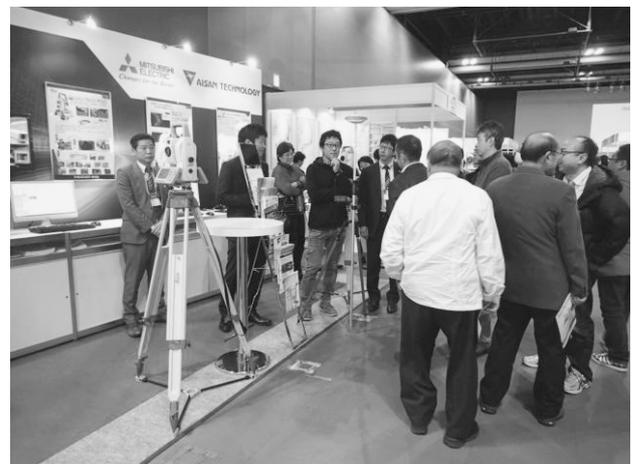
滞。そこで誰かが「そんなに待つなら歩いて下山しよう！」と言ったため、歩いて下山する破目に。最初は快適に歩いていましたが、しばらく歩くと足がパンパンとなり、歩いて下山した事を後悔。そうこう歩くこと30分ようやく麓の駅に到着。そして次の予定地である「サントリー武蔵野ビール工場」へ向かおうとしたところで問題発生、これから行っても見学時間に間に合わず渋々キャンセルすることに。高尾山のケーブルカー渋滞のためビール工場見学は中止となり（残念）、バスはそのまま今夜の宿泊地である横浜にある「ホテルJALシティ関内」へ行く事となりました。

そして夕食はお待ちかねの横浜中華街にある「四五六菜館」にて中華料理です。ここのお店のオーナーシェフである孫関義氏は「料理の鉄人」や「チューボーですよ」などのテレビに多数出演する程の腕前。特にマーボー豆腐が絶品であり、辛い旨いと言いながら皆完食。美味しい中華料理と紹興酒を満喫して一同大満足（満腹）の宴会でした。



そして2日目は今回の研修旅行のメインイベントである「G空間EXPO2015」の開催されているお台場にある日本科学未来館へ。ところでよく耳にする「G空間EXPO」ですが「G

空間」とは地理空間情報技術（Geospatial Technology）の頭文字のGを用いた「地理空間(情報)」の愛称であり、国をはじめとし産・学・官が連携して「G空間社会」を広めるため毎年開催されているイベントです。そして展示ブースは内閣府宇宙戦略室の準天頂衛星「みちびき」をはじめ国土院や海上保安庁などの官庁関係から学会、民間のものまで幅広いものを展示していました。そして数ある展示ブースの中でやはり興味を示したのは普段仕事で扱っている測量機器のブース（ライカとアイサンテクノロジーが出展していました）で最新のトータルステーションを展示していました。最新のトータルステーションではノンプリにて現地を測量して3D画像にてデータを出力しているデモを見て、測量機器も日進月歩にて進歩しているんだなあ、と感心させられました。さて一通り見学が終わり、その後は築地場外市場にて昼食、買物をしてから帰路につきました。



今年の研修旅行は14条地図作成作業の都合で6月の開催は延期となりましたが、無事に開催されて良かったです。毎年この支部旅行を楽しみにしていますのでまた来年も参加したいと思います。

【 提 案 】

上田支部 宮 下 和 美

空き家問題の研修会に参加した際に、松本市の課長さんの弁「調査士の皆さんに提案をお願いします。」に釣られて、上田市での取り組みの『自治会防災助けあいシステム』と連動した空き家活用案』を提案いたします。

「助け合いシステムと空き家を活用した自然災害への備え」

上田市の半数に及ぶ自治会では、自治会ごとに住宅地図システムを備え、そのシステムの住宅地図を毎年更新して、住民と防災システム利用契約を結び、氏名・年齢・病状・勤務先や昼間の動向などを登録して、自主避難が困難な方については、事前にご近所で昼間お住まいの方と、「助け合い契約」を結んだ結果が表示されるようになっていきます。

このシステムは、道路区画や住宅建築で変化がある毎に、住民から提出された地図やデータをもとに、航空測量された地形図の更新を自治会役員が行い、同時に消火栓・防火水槽や街灯の位置も登録して生きた情報を整えていて、イザという時に住民や自治会が独立して災害対策に利用できるようになっていきます。

その情報はスマホからも更新できるようになっていて、最近のヘリによる救助などのシステムと併用して利用できるような研究も為されています。

その地図更新の処に調査士事務所が関わることで、地域への社会貢献を模索することができると考えています。

その時に、最新の地形図に公図を重ねて表示する仕組みを持てば、境界確定などの予備測量と同じことをシステム上で行うことができ、仕事の省力化が図れれば、依頼者の負担を削減す

ることもできます。

こうしたシステムを、地震や津波などの被害が予測される海岸部の都市にも備えて欲しいと考えています。

阪神や東北の例を見ると、罹災時において避難時の応急処置の住環境には問題もあり、緊急避難場所を事前に備える必要性を感じています。

全国にたくさんある空き家を、普段から整備して使えるようにし、罹災時にはそれぞれが融通しあって利用できる仕組みを作ることで、備えることが可能です。

内陸部都市と沿岸部都市で防災交流都市住宅契約を結び、それぞれの空き家を互いの避難家屋として、寄付を受ける、買い上げるなどして整備し、平常時には交流都市の市民が訪れ宿泊してグループ利用し、日常生活の場として確保します。

そうして、受け入れる地域市民と防災訓練などを通じて交流を進め、市民が費用を払い利用して空き家を活かした保存を図ります。

イザという時には、広域の都市間でもう一つ大きな輪を作り、近隣から順に空いている防災住宅を公開して、それに充当します。

受け入れ体制として、防災住宅毎に「助け合いグループ」が居て、平常時には姉妹都市の市民の宿泊利用などの時に、防災訓練などで住民

との交流と助け合い意識を高めておきます。

避難者が利用する際には、隣の人という感じで、新しい日本流のコミュニティが構築できるようにして、ストレスの少ない避難生活ができる備えを進めることを提案します。

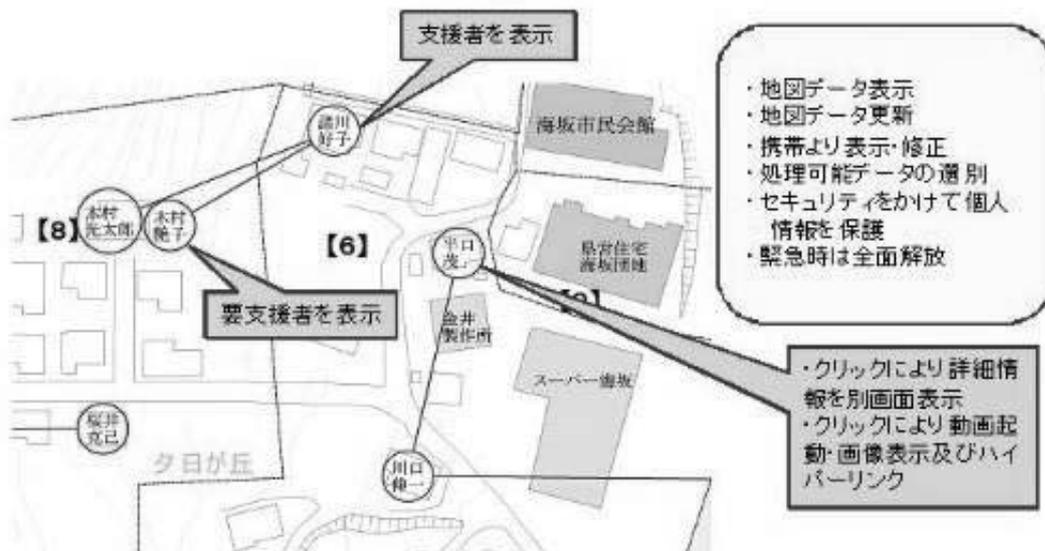
これら防災住宅も、「自治会防災助け合いシステム」に組み込むことで、交流者も避難者も

「お客様扱い」ではなく住民として、同じ助け合いの仕組みの中に入れるでしょう。

新しい技術によって、心の問題も取り除く事ができるような、そんな取り組みに育てて行けるよう、調査士会のみなさんの協力によって、このアイデアが活かされると良いなと考えています。

小さなコミュニティの「支え合いマップ」

自治会/町内会等の「小さなコミュニティ」に対し、更新可能な住宅地図情報を提供し、加えて日常の「支え合いマップ」(デジタルマップ)を作成し、随時最新情報を更新します。日本全域まで地域を拡張し、地図上の位置に「顧客」情報として既存のEXCELファイル等に関連付け、一目で顧客毎の状況を表示します。クリックにより関連資料を閲覧可能にし、位置を意識した「顧客管理」を行います。



平成27年度 諏訪支部諏訪地区会研修旅行

諏訪支部長 小林 信 吾

諏訪支部は、諏訪市・岡谷市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村の6市町村の会員により構成されています。更その中で諏訪地区会(諏訪市、下諏訪町)・岡谷地区会(岡谷市)・茅野地区会(茅野市、原村)・富士見地区会(富士見町)の4地区会に分かれており、地区会別の

活動もなされています。

諏訪支部全体としての研修旅行も隔年開催していますが、諏訪地区会ではその間に地区研修旅行を実施しています。平成27年度は10月25日～26日にかけて江の島～鎌倉～横須賀～横浜に1泊2日にて行われました。

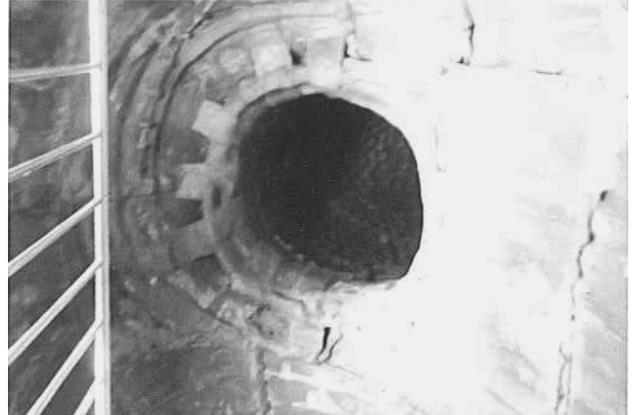
幹事はその年の地区長さんにお任せで、今回は女性会員である河西美智代さんにご苦労頂きました。女性らしくきめ細かい旅行スケジュールを組んでもらい、楽しく親睦を深めることができました。

1日目は江の島（島内散策）・鎌倉大仏・鶴ヶ岡八幡宮をまわり、夕食は横浜中華街に中華料理フルコースをいただき皆大満足。宿泊はビ

ジネスホテル個室にてくつろぎ翌日にそなえ就寝。



鎌倉大仏にて記念撮影（参加者10名）



鎌倉大仏内側より下から首部分を撮影
（20円払って胎内拝観ができる）



江の島内の境界標（藤沢市のマーク入り金属標）



鶴ヶ岡八幡宮内の狛犬（かわいい）

2日目は日露戦争にて活躍した軍艦三笠を見学し、明治時代の造船技術の素晴らしさに感嘆しました。その後、米軍や自衛隊の艦船を間近に見られる横須賀軍港めぐりクルーズ。運よくイージス艦の他、砕氷船・潜水艦など珍しい船



美味【かまくら梅サイダー】



横須賀軍港、イージス艦も入港していた



横須賀市の境界標（横須賀市の銘入り金属標）

をみることができました。順調に日程をこなし、最後に三崎港にて三崎マグロや旬の魚介類をお土産に帰路につきました。

普段は同じ地区内でありながら長時間じっくり会話することもなく、調査士業務についての意見交換・情報交換をする機会も少ないので、このような機会は非常に有意義なことと思います。

本年は諏訪支部全体の研修旅行も計画されており、多くの支部会員の参加を期待しています。

伊那支部便り

伊那支部長 岡田和宏

平成28年1月もう半ばを過ぎました。ふと目にした梅の木に白いものが、1月中旬に路地の梅の花を見たのは私の記憶では初めてです。暖かい日が続いていましたが、こんな具体的な温暖化現象を見て、やはり異常かなと感じています。



上伊那郡箕輪町 平成28年1月16日撮影 気温-4°

早いもので新しい年の1月がもう過ぎようとしています。この伊那地区では大きな災害や事故もなく平穏、平凡な暮らしが続いています。（でも平凡が一番）

伊那支部では司法書士会、土地家屋調査士会、両協会が協力して地区総会やレクリエーション

を合同で行っています。写真は平成27年10月17日に行ったレクリエーションの様子です。次は支部総会が有ります。後の懇親会も司調両会員



で盛大に行います。この様な合同で行う事業を始めて頂いた先輩の方々には大変感謝しております。しかし最近懇親会等の出席が以前に比べてだいぶ少なくなって来ています。設営が悪いのか、飲み会に参加する元気が無くなって来て

いるのか、どちらにしてもなるべく大勢の方に参加して頂き、長く合同の事業が続けば良いと思っています。(次の飲み会は三次会まで行くぞ……)

地縁団体への登記が単独でも可能に

伊那支部 齊藤喜啓

単独でも登記が可

平成27年4月から、相続人等の所在が知れない場合に、一定の要件のもと市町村長の証明書を添付して、地縁団体が単独で同団体への所有権移転登記ができるようになったので、積極的な活用を期待する。

いままでは、相続人や行方不明者に対する手続きが煩雑で、多額の費用、時間や労力を必要とし、登記を断念することが少なくなかった。

地方自治法一部改正

地方自治法、同法施行規則等の一部改正により、「認可地縁団体が所有する不動産に係わる登記の特例に関する規定」が、平成27年4月1日から施行された。

以下に概要を記すので、詳細については条文等を参照されたい。

要件

地方自治法第260条の38第1項

- ① 認可地縁団体が所有
- ② 10年以上占有
- ③ 登記名義人が同団体の構成員
- ④ 相続人等の所在が知れない など

手順

- 1 地縁団体から市町村長へ申請
「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」
添付書類
登記事項証明書 保有資産目録等

資格証明書 疎明資料

- 2 提出資料の確認（市町村長）
- 3 公告（市町村長）
- 4 証明書交付（市町村長）
「公告結果(承諾)の情報提供について」
異議がなかった場合に交付。
- 5 所有権移転登記

ポイント

市町村長へ申請する際の添付書類の疎明資料がポイントとなる。(地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料)

特に、第4号「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと」の疎明が重要である。

相続人全員の関与に代えて市町村長証明書で登記申請。相続人の除籍謄本等の費用負担が解消される。(総務省HP「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進」「自治会・町内会等とは」)

数人から何十人という共有名義の土地を、集落等が所有している登記手続きが、一気に解決できることになる。

資料

- 地方自治法第260条の38、39
地方自治法施行規則第22条の2～5
平成27年2月26日法務省民二第124号民事局長
通達

支部研修旅行の思い出

飯田支部 平林 章

10月30日、31日と飯田支部の旅行があり13人が楽しく参加しました。

主だった旅程は宝塚で観劇、有馬温泉宿泊、天の橋立、ランチ列車といったものです。

初日はホテルでランチバイキングをいただいた後、宝塚歌劇花組の公演を鑑賞しました。一度は見たいと思っていたものの、一部の「新源氏物語」は登場人物が多すぎて正直なところよく分からずに終わってしまいました。周りからは寝息がちらほら聞こえたりもしていました。

二部の「メロディア」というレビューは見ごたえがあり、イメージしていた美しく華やかな「宝塚」を楽しむことができました。男役トップは精悍で風格さえ感じられ、娘役は明るく可憐なのでハマル人達がいるのも少しだけ分かる気がしました。

初めての宝塚はいまひとつでしたが、機会があれば家族でもう一度見てみようと思います。

翌日は傘松公園山頂より天の橋立を一望した後、「丹後くろまつ号」なる列車に乗車しました。2カ月前には予約で埋まってしまうほど人気のランチ列車だそうで、後日知り合いに話したところ掲載されていた雑誌を見せてくれ羨ましがられました。

天然木をふんだんに使用していて落ち着いた雰囲気の内には、二人用と四人用のテーブルが5席ずつありほぼ満席で、他のお客さんは女性ばかりだったかと思います。

走るダイニングルームと称されるこの列車では、美しい海や田園風景、山並みを眺めながら2時間半をかけて高級料亭の食事をいただきました。どれも絶品でしたが「焼き鯖すし」は特にお勧めかと思います。

なかなかできない貴重な体験や贅沢な2日間を過ごし、疲れはしたものの楽しい気持ちで全員が無事帰路に着きました。

スケジュールどおりに行動しない私たちにやきもきし、気持ちを磨り減らしたことでしょう旅行委員さん、本当にお疲れ様でした。

行き帰りのバスの中では、「放置不動産」等についての研修を行いました。成績最下位の私が旅行記を書くことになりました。まじめに研修を受け、復習を怠ってはいけないと痛感し、日々精進しなくてはならないと改めて思うことができた旅行でもありました。



「しおじりエキスポ」に参加しました

松本支部 企画部長 田口 正幸

平成27年10月24日に行われた公益社団法人塩尻青年会議所主催の「しおじりエキスポ」に松

本支部企画部が中心となり参加、出展しました。

塩尻市立体育館で開催されたこのイベントには、塩尻市内の企業や団体から20を超えるブースが館内外に出展されました。当日は、天気も良く穏やかな気候であったこともあり開催時間の10:00~15:00までの間に、のべ1,000人の家族連れが集まり大盛況でした。



この中でいかに土地家屋調査士に興味を持ってもらうかが悩みどころでしたが、隣が消防署のブースであったことも功を奏し、36組の家族連れ（のべ100名）がブースを訪れて、用意された問題を解いたり、光波測距儀を覗いたり、GPSに興味を持ったりと色々な体験をしてもらいました。

当日は、低学年の子どもの参加が多かったため、企画部で作った問題は、なかなか難しかったようで、歩測を中心に体験してもらいました。少ないながら参加してくれた高学年の子どもたちは「これ学校で習った」目を光らせながら問題を解いている姿がとても印象的でした。一方、お父さん、お母さんは光波測距儀に興味があり、実際に覗いてみたりしてもらい、「土地の測量の理屈」も説明もしたため感心している方も多くみられました。

5時間の間ほとんど人の流れが途切れることなく、大変ではありましたが私たち自身も楽しみながら参加できました。個人的にも、企画部

長となった時から「是非このイベントに参加し、土地家屋調査士を広報したい」と思っておりましたので充実した一日でした。ご協力いただいた、企画部の理事の皆様ありがとうございました。



また、一週間後には、長野支部で「長野高専キッズサイエンス2015」に参加、出展しこちらも多くの親子に興味を持っていただいたようです。県下においてこのような土地家屋調査士による出前講座が行われることで、一般の方々に土地家屋調査士の仕事への理解がすすむとともに、将来「土地家屋調査士になりたい」という夢をもつ子どもたちが出てきてくれることを願っております。

最後に、「しおじりエキスポ」への参加を快諾し、準備段階からご協力いただいた公益社団法人塩尻青年会議所の皆様、また、休日にもかかわらず光波測距儀とGPSを展示し最後まで共にブースで土地家屋調査士について広報をしていただいた「株式会社いとう」の3名の方々に深く感謝申し上げます。

下記に、来場した方々にどんな出題をしたのかを紹介します。

【問題1】

①右のように同面積の図形を3種類地上に描画

し、コンベックスを使用して何㎡になるかを考えてもらいました。

当日は、外枠だけをアスファルトに作図したため、(A) (B)の図形は、三角形、台形を探すことに苦労した方が多かったです。

【問題2】

②右のように距離と角度を問題文に示して、その点を結ぶことでどんな文字ができるか考えてもらいました。

当日は、アスファルトに縦軸、横軸を作図し、大きな分度器をおいて導き出した点にペットボトルのキャップを置く等して参加しやすいように工夫をしました。

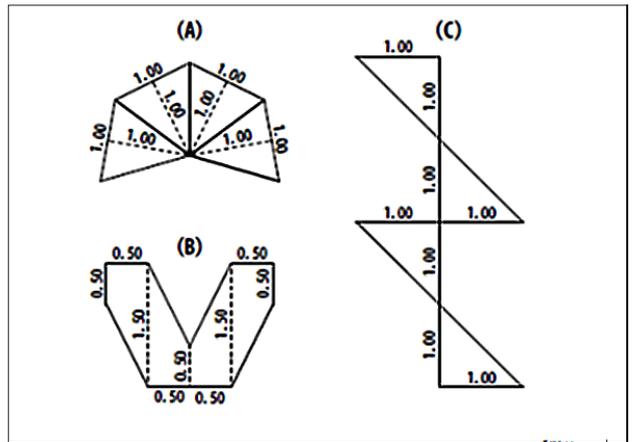
問題を解いた方は、「なるほど」とおっしゃっていました。

皆様も解いてみてください。

【問題3】

③自分の1歩が何センチなのかを先に知ってもらい、6mと思うところで止まってもらいました。おいしい参加者が多かったです。

* 【問題2】 の回答… E X P O



問題

次の問題①②③の点番号の点を角度と長さで位置を出して順番につなぐと、アルファベットの英文字になります。
 ④⑤⑥のそれぞれの文字を横にならべると何という単語(文字)になるでしょう。

点番号	角度	長さ	なんという字になったか ここに書いてみましょう
①	90°	1.73m	
②	60°	2.00m	
③	0°	1.00m	
④	0°	0m	
④と⑤はつながない			
⑤	45°	1.41m	
⑥	90°	1.00m	

点番号	角度	長さ	なんという字になったか ここに書いてみましょう
⑧	120°	2.00m	
⑨	0°	1.00m	
⑧と⑨はつながない			
⑩	60°	2.00m	
⑪	180°	1.00m	

点番号	角度	長さ	なんという字になったか ここに書いてみましょう
①	0°	1.00m	
②	60°	2.00m	
③	90°	1.73m	
④	90°	1.00m	
⑤	45°	1.41m	

点番号	角度	長さ	なんという字になったか ここに書いてみましょう
⑦	0°	1.00m	
⑧	60°	2.00m	
⑨	120°	2.00m	
⑩	180°	1.00m	
⑪	0°	1.00m	

木曾支部より

木曾支部長 越取淳一

明けまして、おめでとうございます。

本年も会員の皆様におかれましては大いなるご活躍をお祈り申し上げます。

さて、今年は全国的に暖冬であり木曾谷も暖かな年越しとなりました。例年今頃は雪に埋もれ、氷点下の毎日ですが今年は雪もなく穏やかなお正月になりました。里に雪がないのは

結構ではありますが、雪が無いスキー場は大変だと思えます。スキー客が全くと言っていいほどいなく、観光産業に携わっている方々には雪が待ち遠しいに違いありません。

ところで話は変わりますが、ここ数年木曾谷は災害に見舞われ楽しい話はほとんどありませんでしたが、最近はみんなが楽しみにしている

事があります、みなさんご存じかと思いますが、大相撲の御嶽海の事です、関取は上松町出身であり相撲の稽古は木曾町で励みました。以前より相撲の強い少年がいる事はきいておりましたが、まさか関取になりここまで活躍するとはびっくりです、木曾谷の住民はみんな毎日の取り組みに興奮し、町のあちらこちらに応援の旗やポスターがあります、関取としてはけっして大きくはありませんが今後とも更なる活躍をもって木曾谷に歓声の声を響かせて頂きたいものです。

最後ではありますが、本当に暖かな日が続き梅の花が咲いている木曾谷です。



第35回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会に参加して

副会長 菅澤徹夫

平成27年10月25、26日と関東ブロック親睦ゴルフ大会が群馬会主催により、晴天の元、群馬県、サンコー 72 C Cにおいて実施され長野会より総勢9名が参加し日頃の腕前を披露いたしました。

菅澤前会長の音頭で今年は是非、関ブロの団体戦にエントリーしようということで本会総会ゴルフ大会の成績上位者を中心に参加者を募りました。

その結果長野会は見事に団体準優勝という華々しい結果をおさめました。

個人戦でも、越取淳一準優勝、小林孝夫ベス

グロ賞 (OUT39, IN40) 79、猪飼健一飛び賞、山室健三、三澤聡共にドラコン賞、菅澤徹夫ニヤピン賞と長野会は大健闘いたしました。またこのコンペで菅澤前会長とラウンドした静岡会前会長の米澤先生が見事ホールインワンを達成するなど、とても楽しいゴルフ大会と成りました。来年は神奈川会主催で、厚木 C C が会場とのことです

会員の皆さんも是非奮って参加してみたいかがでしょうか。

他会の会員との交流も思いがけない発見があったりして楽しいですよ。



新入会員 自己紹介コメント



大町支部 藤原成吾

1. 前職

学生

2. 土地家屋調査士を目指そうとした動機

学生の頃から地元での就職を考えていたのがありますが、父が土地家屋調査士であり起業資金が少なく独占業であるということが理由です。

3. 現在夢中になっているもの

地元の小学生達にサッカーを教えることです。自分の経験を上手く伝えるのは難しいですが、どんどん上手になっていく子ども達を見るのが最近の楽しみです。

4. その他

まだまだ若輩者ではありますが、先輩方のご指導とご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

平成27年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月21日（月）長野地方法務局において平成27年度土地家屋調査士試験における県内合格者4名への合格証書交付式があり、小山田才八法務局長より1人1人に合格証書が手渡されました。終了後本会会館において松本会長より調査士会ならびに今後の手続き等の説明が行われました。



法務局長より合格証書の授与



本年度合格者の皆様

伝 言 板

財務部からのお知らせ

財務部長 猪 飼 健 一

関東ブロック協議会 財務担当者会同参加報告

昨年の12月16日に東京土地家屋調査士会会議室において標記会議があり以下の議題について協議してきました。

1. マイナンバー対応について
2. 事務局との連携態勢について
3. 業務範囲
4. 親睦行事
5. 弁護士費用予算について
6. 財務状況
7. 会費値上げについて
8. 予算、一般管理費配分について
9. その他

会議において当会から現在本会で検討中である旅費日当について各会の対応状況を質問し回答いただきました。財務部長として初参加でしたので他会の状況など参考になることが多く、今後の運営に役立てたい点について積極的に提案していきたいと感じました。

業務研修部からのお知らせ

業務研修部担当副会長 竹 花 伸 一

【土地家屋調査士業務におけるマイナンバー制度の対応】

1 登記申請に添付する住民票はマイナンバーの記載のない住民票を添付する

市町村に於いて希望者のみ住民票にマイナンバーを記載することが出来ますので全ての住民票ではありません。窓口で確認し記載されている時は省略して下さい。

2 個人番号カードで本人確認をする時はマイナンバーの番号確認はしない

個人番号カード（希望者のみに交付）の裏面は下記3を除いて見ないようにして下さい。

3 補助者等の給与所得の源泉徴収票

平成28年1月以後の支払いに係る源泉徴収票の作成には補助者等のマイナンバーの記載が必要になります。

【不動産登記規則第93条の調査報告書改定について】

本年3月に調査報告書の様式が改定されます。

記載例・作成用ソフトの公開等は判明次第、情報を提供いたします。

新様式については、当会ホームページにアップしましたので、確認下さい。

新様式開始時期 平成28年 3月14日（月）

現行様式との併用期間 平成28年 9月16日（金）

【第2回全体研修会について】

日時・場所 3月8日（火） 長野県総合教育センター（塩尻市）

研修内容 午前 ADRセンター

午後 宮城会前会長 鈴木修先生「震災と土地家屋調査士」（仮題）・災害対策委員会

多数の参加をお願いします

広報部からのお知らせ

広報部長 西 山 登美男

本日10月1日より本会ホームページを刷新して公開しています。

① 新しいアドレスは

<https://www.nagano-chosashi.org/>

② インターネットのブックマークの更新をお願いします。

③ 新しいコーナーとして県内で開催する「相談会の案内コーナー」がありますので各支部より随時相談会スケジュールがありましたら事務局までお知らせ下さい。

④ 同じく新しく「補助者募集コーナー」を設けました。各事務所において募集したい方は事務局にご連絡下さい。

ただし画面には事務所名や条件などは表示しません。「〇〇市の事務所で〇名募集中」程度の内容にします。

問い合わせがあれば事務局は当人から各事務所に直接連絡してもらうよう対応します。それ以降の対応はしません。

⑤ スマホでの表示も見やすくなりましたのでご活用下さい。

⑥ 随時広報部宛に内容についてのご意見、ご要望を募集します。

筆特ADR連携連絡委員会からのお知らせ

筆特ADR連携連絡委員会 委員長 平 井 克 尚

昨年より当委員会と長野地方法務局は、筆界特定とADR連携についての協議を開始し、以下の活動をしていくことで合意しておりますので会員の皆様にお知らせいたします。

1. 本年1月から新たな任期を迎える筆界特定調査委員向けの研修（講師：法務局）

2. 境界問題解決支援センター長野から法務局職員に対するADRセンター講習（講師：ADR運営委員会）

3. 法務局筆界特定室とADRセンター合同による境界問題相談室の設置

3の合同相談会については、法務局筆界特定室に相談が多い本局と松本支局において毎月又は隔月に、双方が共同で相談員を配置して法務局会議室において境界問題に関する無料相談会を行うものです。

本年2月から行う予定で詳細については別紙をご覧ください。

しばらくはADR運営委員会が相談員を務めますが、今後認定土地家屋調査士の方に相談員として協力頂くことも検討しておりますのでよろしくお願い致します。

筆界特定・境界ADR合同相談会の開設

長野地方法務局と境界問題解決支援センター長野では、土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、解決手段の提示並びに当該手段の概要（費用、効果及び処理期間等）及び利用方法について、次のとおり、平成28年2月から合同相談会を開設します。

境界のトラブル、境界問題でお困りの方は、無料で相談に応じますので、ご相談ください。

1 相談会場及び相談日時

(1) 長野地方法務局（長野市大字長野旭町1108番地）

毎月第3木曜日（相談日が祝日の場合は、翌日金曜日に開催します。）

(2) 長野地方法務局松本支局（松本市沢村二丁目12番46号）

偶数月第4木曜日（相談日が祝日の場合は、翌日金曜日に開催します。）

※ いずれの相談会場も、午後2時から午後3時まで、午後3時から午後4時まで、午後4時から午後5時までの各1時間単位とし、予約制となります。

2 相談の予約先

長野地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 026-235-6642

3 相談員 法務局職員、土地家屋調査士

4 その他

(1) 相談は、**事前に予約が必要**となります。

なお、予約の状況によっては、各会場にて当日に相談受付をしますが、午後3時までの来場者に限らせていただきます。

(2) 相談内容については、秘密を厳守します。

境界問題でこまったときは



長野地方法務局 〒380-0846 長野市大字長野旭町1108番地
電話 026-235-6642 URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/>

境界問題解決支援センター長野 〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
電話 026-232-5501
URL <http://www.nagano-chosahi.org/adr/>

編集後記

新年明けましておめでとうございます。会報編集委員として2年が経ち、寄稿いただく皆様には心より御礼申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。

私の住んでいます長野市平野部では、冬の始まりから一度も雪かきをすることなく1月中旬を迎え、ようやくまとまった雪との週間予報がありました。スキー場での雪不足を聞きますと大雪とならないことを願いつつも、冬らしくあってほしいとも思います。

昨年春は、金沢延伸の北陸新幹線開業と、善光寺では七年に一度の御開帳と身近に賑わいを感じました。夏から秋にかけては現在進行形で従事しています長野市鶴賀・居町地区14条地図

作成作業の境界立会、細部・点検測量、画地図面作成が大詰めを迎えました。また、熊本で開催された第12回全国青年土地家屋調査士大会に参加し、全国から集まった土地家屋調査士の熱気とパワーを感じてきました。

今年の干支は「丙申（ひのえさる）」です。何事にも積極的に活発に取り組んでいく年といわれるそうです。昨年末に長野の地で世界記録更新の快挙を成し遂げた羽生結弦選手の姿に勇気をもらいました。日々を大切にして公私ともども向上する明るい一年にしたいと思います。

本年が皆様方にとりまして良い年でありますことをご祈念申し上げます。

会報編集委員長 北條 誠治

第23回詰将棋の解答

【第1図】より…

- | | |
|---------------|----------|
| 1手：▲2一飛 | 2手：△同玉 |
| 3手：▲3二銀 | 4手：△1一玉 |
| 5手：▲1二歩 | 6手：△同玉 |
| 7手：▲2三金 | 8手：△1一玉 |
| 9手：▲2一銀成 | 10手：△同玉 |
| 11手：▲3二歩成 | 12手：△1一玉 |
| 13手：▲2二と【第2図】 | |

【第2図は▲2二まで】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
十 九 八 七 六 五 四 三 二 一								王		一
								と		二
								金		三
										四
										五
										六
										七
										八
										九

▲先手
なし

会報ながの第197号

平成28年2月24日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 松本誠吾

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <https://www.nagano-chosashi.org/>
E-Mail naganolb@nagano-chosashi.org



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO